

平成29年度

鳥獣被害防止施設導入事業補助金

評価表 NO.

24

所管部課名	農政課	担当者	森重・岩下					
事務事業名	鳥獣被害対策事業費							
根拠法令	鳥獣被害防止施設導入事業補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
平成29年度 予算額	3,465 千円	国県支出金 千円	一般財源 3,465 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	本市における農林産物による被害額		59,967	平成34年度				
成果指標②								
補助対象者	1,000㎡以上の一団の農地を管理し、農作物被害防止を行う生産者及び生産団体							
補助対象経費	鳥獣から農林産物への被害を防止又は軽減する施設の設置に係る経費							
補助対象事業・活動の内容	鳥獣から農林産物への被害を防止又は軽減するための電気柵等の設置に係る経費							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額以内。 概ね1ha以上の農地については対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額以内。							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の決算状況等	収入	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	3,275,128	50.4%	3,686,511	44.3%	4,795,511	49.9%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	3,275,128	50.4%	3,686,511	44.3%	4,795,511	49.9%
		市補助金	3,217,000	49.6%	4,631,000	55.7%	4,819,000	50.1%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	6,492,128	100.0%	8,317,511	100.0%	9,614,511	100.0%
	支出	事業費	6,492,128	100.0%	8,317,511	100.0%	9,614,511	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	6,492,128	100.0%	8,317,511	100.0%	9,614,511	100.0%
		支出計/前年度支出計				128.1%		115.6%
自己資金/前年度自己資金				112.6%		130.1%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数	37		36		48			
成果指標の推移①	55,849		46,597		67,870			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【今年度改善点】 特になし 【前回評価への回答】 平成26年度「現状のまま継続」、現在も継続中である。 【事業のPR方法】 広報紙による周知、ホームページへの掲載 【費用対効果】 柵を設置したところでは農作物への被害が軽減された。 【補助事業以外の事業】 特になし 【その他】 特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	鳥獣被害を防止することで、農家所得の向上はじめ、農家の生産意欲の向上など農業振興に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	農村地域では、高齢化や後継者不足により、耕作放棄地の増加等農地の荒廃化が進み、シカやイノシシ等の被害が著しい状況となっている。また、そのことで、既存農家の生産意欲もなくなりつつある。このような状況を回避するために、当該事業は、地域の農業振興のためには必要な事業である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	事業の実施により、農林産物への被害が減少することが期待できる。併せて、農家の生産意欲の向上と農地の保全も期待できる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	当該事業については、地域農業を振興する上からも、農業者自らが農業環境づくりに取り組む必要があり、その取組について支援すべきであると考えられる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助基準については明確に示している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	鳥獣被害防止対策については、鳥獣被害の発生した箇所に対し、農業者等の申請のもと自ら被害防止策に取り組んでもらっている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	農業振興及び環境整備の面からも公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	有害鳥獣の捕獲の推進とともに、農作物被害防止のための当該事業補助は最も適当な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費については、明確に規定されている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	「今後の改革の方向性」 ☐現状のまま継続 ☒見直しの上で継続 ⇒今後の方向性☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☒補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 「上記方向の理由」 有害鳥獣の発生箇所が広域化し、えさを求めて新たな地域での発生が見られる。当該事業については、その補助条件を一部見直してより効率・効果的な支援制度となるよう検討したい。 「改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画」 平成30年度からの予算執行に向けた補助条件の一部変更協議、年度当初での周知を行う。	外部評価結果	「視点別評価」 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
			「今後の改革の方向性」 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 「まとめ」

鳥獣被害防止施設導入事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる鳥獣被害防止施設導入事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 鳥獣被害防止施設導入事業補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 薩摩川内市内の農林産物の生産者（以下「申請者」という。）で、鳥獣による被害防止を要する1,000㎡以上の一団の農地等を管理し、事業を実施することにより安定的な生産が見込まれること。
- (2) 申請者にあつては、市政全般に対し協力的であること。

(補助金の額)

第3条 鳥獣被害防止施設導入事業補助金の額は、次条に定める経費の合計額に3分の1を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額以内とするが、申請者が概ね10,000㎡以上の一団の農地等を管理する場合は、次条に定める経費の合計額に3分の2を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 鳥獣被害防止施設導入事業補助金は、鳥獣から農林産物への被害を防止又は軽減する施設の設置に係る経費について交付する。なお、人件費については、鳥獣害防護柵の設置を請負施工で行う場合のみ事業対象とする。

(交付の申請)

第5条 鳥獣被害防止施設導入事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施設の整備に要する経費に係る見積書
- (2) 施設の整備に関する位置図及び平面図
- (3) 同意書（団体の場合に限る。）（様式第1号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 鳥獣被害防止施設導入事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請者が現に本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に記録されていない場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該申請者に鳥獣被害防止施設導入事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 鳥獣被害防止施設導入事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等に係る完成写真
- (2) 当該補助事業等に係る納品書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 鳥獣被害防止施設導入事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、本市における農林産物への鳥獣による被害額を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 鳥獣被害防止施設導入事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 イノシシ等被害防止電柵導入事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 鳥獣被害防止施設導入事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成26年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成27年度において所要の措置を講ずるものとする。